

## 明治年間の華僑資本(二)

内田直作

### 第三節 三江帮の進出

長崎における三江帮は香港・東南アジア方面へ三江帮の進出をみたのは今次戦争中から、戦後にかけてであったが、日本ではすでに江戸初期からその進出をみていた。清朝の特権的弁銅貿易商人の根拠地が南京(江蘇省)と寧波(浙江省)であったことからしても、早くから寺院ギルドともみるべき興福寺を中心として、三江系は有力な帮(集団)を形成していた。

開国後の長崎では、同治七年、すなわち明治元年に本帮の菩提寺の興福寺内に同郷人の位碑を祭り、棺柩遺骨

明治年間の華僑資本 (二)

を保管し、春秋祭祀のための「三江祠堂」が設けられた。ついで、明治十一年同寺内に、三江幫商人団体としての「和衷堂三江会所」が創設された。三江とは三江会所碑記に「三江者江南江西浙江是也、祠由是名、帮由是立」とある通り、江南（今日の江蘇・安徽両省）、浙江・江西の三省名に由来しているが、悟真寺の三江幫過去帳によれば、浙江・江南・山東・江西・南京・吉林・直隸の各省人にわたり、華北人をも包括している。大阪に明治二十年頃創設された三江会所には同様華中・華北両系統の商人が参加していたが、明治二十八年華北系商人は三江会所から分裂して、別に「大清北幫商業会所」を設立した。三江幫には広・福両幫にみられる省単位・県単位、ひいては同姓村落出身の姓氏団体のごとき、団体結成における高い集約度のみられないのが特徴的である。

光緒九年（明治十六年）立石の「重建崎陽東明山興福寺碑記」の末尾には紳商として恒生・鼎泰・泰記・信記・豊記・坤記・順記・宝豊の八家の商号がみいだされる。明治四十二年末には成記・三余・源昌・豊記・大豊・昇昌・長和・源泰・敦記の九家があった。これらの商号は華中・華北方面との海産物・雜貨の輸出に従事する問屋形態の貿易商であって、そのほか江浙方面出身の洋服仕立商も同会所に所属していた。その本店、ないし取引先は何れも上海にあった。戦前の上海は中国经济界を支配した江浙（江蘇・浙江）財閥、ないしはいわゆる上海資本の本拠であった。戦前の華僑資本は郷土経済を軸として発展してただけに、雄厚な近代的民族資本の江浙財閥を背景とする三江系は、南京船・寧波船による弁銅貿易の消滅後明治年間以降におよんでも、日本では他幫に比較して優位を保っていた。華僑資本は何れの集団を問わず、共通して前期的な郷党財閥としての構成を保持しているが、比較的に上海資本は近代化の程度を深めていた。中華人民共和国の成立後、香港に逃避した上海資本が既往の広東・福建両系資本を制圧していった一要因はそこに求められうる。東南アジア・香港への進出には

他幫に遅れたが、より近代化された三江系資本は、シンガポール・ホンコンの各地で脅威的存在となっている。

神戸における三江幫⇨神戸における三江会所の成立年代は明らかでないが、すでに明治六年七月日清修好条規の批准交換をみるとともに、広・福・三江三幫総代各八名が選出されていた。明治二十四年の「神阪中華会館創修記」のうちには、「神戸大阪旧有会所然三江而已云々」とある通り、当時神戸・大阪に会所を設置していたのは三江幫のみであった。明治三十年在阪広東人の神戸移転と行動をともにして、三江系華商の多くも神戸に転出し、既存の「神戸三江商業會議所」に参加した。同会所参加の商号には明治四十二年度には怡生号の呉錦堂以下二十家がいった。長崎の場合と同様、貿易商・錢莊のほか洋服商が参加していた。だが、神戸の本幫は江蘇・浙江両省人のみで、いわば江浙幫ともいべき構成で、北幫の参加をみなかった。北幫は三江幫から分離して、明治二十八年大阪に別に「大清北幫商業會議所」を設立していた。

三江幫の貿易業務は主として対華中・華北方面との雜貨・海産物・砂糖・燐寸・木材の輸出と棉花・豆粕・麻類の輸入であった。その華北貿易も上海を経由して、上海における江浙財閥との連繫のもとに展開されていた。

怡生号呉錦堂（浙江省慈谿人）と浙江財閥の巨頭となった虞洽卿（1865—1927）や宋康仁（棉花買付商）との同郷的關係による連繫は著名であり、呉は日清戦争後三角貿易、すなわち上海經由による華北の通州棉・豆粕・燐寸等の、人的信用による無為替輸入を通じて巨大な商人資本の蓄積に成功していた。

原棉輸入とその蓄積資本の紡績会社株式への再投資を通じて、紡績事業への進出を試みようとしたが、日清戦争後の日本資本進出にもない、近代産業資本への転換の企図の挫折をみたことは、終戦直後の泡沫的華僑産業資本とも共通する傾向である。<sup>(2)</sup> 神戸における三江系華商には怡生号（呉錦堂）のほか復和裕号（馬聘三）、合昌

号(陳源来)等があった。何れも問屋型、ないしは代理店型の商人資本であった。怡生号の紡績業、複和裕号の精糖業、麻糸紡績業の産業資本的企図もみられたが、その実現、ないしは十分の業績をあげるまでにはいたらないで、日本側の近代的産業資本に奉仕する前期的商人資本の地位に停滞を余儀なくされていた。

大阪における三江幫―大阪においては、前述のごとく明治二十年頃三江会所の設立をみていたが、明治二十二年華北航路が開け、一方大阪における紡績業が発達の緒につくとも、とくに繊維製品の華北方面への輸出を主とした華北系商人の進出をみ、明治二十八年これ等華北系統の商人達は三江会所から分裂して、別に「大清北帮商業会議所」を創設した。他方、三江幫の大半は明治三十年頃神戸に本拠を移し、大阪に残留した三江幫は北幫に対して南幫と呼称するにいたった。「大清中華南帮商業会所」の定款の第三条に「本会所は中華民国浙江・江蘇・安徽・山西・湖北各省人民を以て組織し、後三条に記載する事項を以て其目的とす。」とある通り、南幫と呼称しても、その実体は三江会所と同様の帮別貿易商団体であって、上海・寧波・漢口方面の商人を主体としていた。その会員数については、明治四十二年度豊記号以下一七家、大正十二年度は益和永を筆頭に三〇家、大正十四年度四五家、昭和三年度信成祥以下一七家、昭和十三年度は六家に激減していた。

南帮華商は北幫の一時的滞留者としての行棧客商制とは相違して、何れも上海方面と本支店関係にある定着貿易商であった。その貿易業務は華中・華北方面への繊維製品・雜貨・海産物・銅・機械類の輸出、ならびに棉花・皮革・麻類の輸入を主要業務としていた。

横浜における三江幫―横浜では大正十二年の震災、太平洋戦争の戦災により歴史的資料の喪失をみて明らかにしたいが、ただ三江公所が明治二十年十月に創設されたことが漸く明らかにされる。明治四十二年度にお

る三江幫貿易商には永大裕・裕豊順の二家があった。その後、昭和十四年同会所に所属するものの一家のうち、二家が貿易商であるほかは、他はすべて神戸の場合と同様、江浙両省出身の洋服商であった。

なお、横浜の三江会所について注目すべきことは、三江幫以外は福建省人をも会員として、内部組織には浙籍・蘇籍・閩籍の三僑務部長があり、かつ同会所内には郷誼の連絡と親睦をはかるために、「京浜知己總會」が附設されていた。後者は明治三十九年に創設されていた。三江幫は既述の通り、その集団性において広福兩幫に比較して開放的であった。だが、北幫・福建幫と合同することはあっても、広幫とは合同しないことは、江戸初期以降一貫して観察された。

もちろん、江戸時代には清朝政府側の地方分離主義政策の影響によるところ多かつたであろうが、それ以外に広幫系の強靱な集団性、国語よりも土語の使用を固執すること、かつ開放的な戯劇・音楽・賭博等を愛好する習性が、三江・福建系の保守的性格と対照的であること等の社会的側面、さらには三江・福建兩幫の商人型に対し、広幫の生産勞務者型の経済的側面から、相互意思の疏通に共通的基盤の不足すること等の諸要因にも帰せしめられうるであろう。

函館における三江幫Ⅱ安政六年（一八五九）の函館の開港と、長崎における俵物（海産物）会所の解散にとともに昆布・鰯・煎海鼠等の俵物買付のため、慶応三年（一八六七）には、イギリス資本の進出と併行して成記号の進出をみた。初期に函館に進出した華商は函館中華會館記にも明らかにされる通り、張姓の広東人であった。したがって、函館では初期に華僑は「広東様」とも呼称されていた。海産物取引に従事したのは、広東人について進出した三江系の浙江省出身華商であった。当初は無条約時期であったから、前記中華會館記によれば、イギ

リス商社のホウエル＝Howellの名義で取引に従事していた。函館の大火頻発に対する消防自衛隊設備、津軽海峡の遭難華僑の処置等のため、輸出貨物の価格の千分の二を徴収していたが、明治十八年には中華山荘(莫地)建設のため千分の四の徴収に改め、ついで明治年間中期に十余家の三江幫華商は「同徳堂三江公所」を創立した。創立董事は潘延初(浙江省湖州出身)と張尊三(浙江省寧波出身)であった。

同公所は大正三年富岡町五番地に中国式屋宇を建設し、三江公所を改組して「函館中華會館」とし、省域をわかないで、北海道・樺太方面の在留華僑全体のための友誼的・葬祭的団体としての性格をもつにいたった。在留華僑人口数の寡少(昭和十七年度世帯主三〇名)のため、三江公所(後年には創立董事漆氏・張氏の末裔の家のみ)の解消となり、右のごとき大同的傾向を促進せしめた。昭和年間には函館在留者には広東人は全然なく、三江系以外はすべて福建省福清県出身の呉服行商であった。

前述のごとく、函館華商の中核は三江系海産物輸出商であって、十数家ないしは数家にすぎなかったが、その団結力はきわめて強固なものがあつた。例えば、明治十八年邦商側の水産商・物産商・荷受問屋・仲買商の四組合取締から華商側との昆布取引の慣習であつたところの一、看貫料(代価の千分の五)、一、附昆布(無償提供の見本)、一、五斤飛(秤量五斤以下の切捨)、一、不正秤量の全廃、を華商側に通告したのに対し、彼我の取引は一〇日間にわたり、一時中止状態に陥つた。結局、約定書において附昆布・五斤飛・不正秤量の悪慣習は廃止されるにいたつたが、五厘の看貫料に代うるに、改めて代価百分の一の報酬が認められた。<sup>(4)</sup>邦商側の足並み乱れがちであつたにもかかわらず、華商側は僅かに零大号・慎昌号・徳新号・大有号・成泰号等の七、八家にすぎなかったが、よく結束してゆずるところがなく、問屋口銭の削減は実現しえなかつた。さらに、函館の中国への昆布

輸出に関して、華商の仲介を廃し、直輸出を試みるため、広業商会（明治十年設立、明治二十一年閉鎖）、日本昆布会社（明治二十二年設立、数年後閉鎖）が官民協力により設立されたが、何れも失敗に帰し、商権は常に華商側の手に帰っていた。そこには函館における三江公所と、上海における海産物輸入商団体の「集義公所」との連携による地縁的ネットワークのもとに、日本側の華商の仲介を排除しての対華昆布直輸出の企図は始終挫折せしめられていた。右の経緯は、日本漁業史の泰斗羽原又吉氏の著作「支那輸出日本昆布業資本主義史」のうちに明らかにされている通りである。

#### 第四節 福建幫（泉漳幫）の進出

本節で取扱う「福建幫」は福建省出身者全体を包括するものでなく、同省の南部、いわゆる南閩の廈門アモイの所屬する泉州と、それに隣接する漳州両州出身の、俗に廈門商人といわれる集団をいう。北閩の呉服行商達の低位商人を輩出する福州方面の出身者は、別に後述のごとく福州幫（三山幫）を形成して、優位の海上商人としての福建幫には加入せしめられないのが常であった。今日のマレーシアの人口統計でも、福建、Hokkien と福州、Hokchia とは別個の集団として取扱われている。

海上勢力としての廈門商人の地位は歴史的に早くから固定化していた。泉漳人は早くから呂宋・爪哇・麻六甲・暹羅方面への海外貿易に進出していた。倭寇とヨーロッパ諸国の進出に備えるため鎖国を原則としていた明朝も、とくに例外的に隆慶元年（一五六七）に、廈門商人の日本以外の東西両洋への出海貿易を公許していた。<sup>(6)</sup> 明

明治年間の華僑資本 (三)

末呂宋・台湾・長崎方面における海寇として跋扈した顔思齊、それにつづく鄭芝竜・鄭成功等は何れも泉州府出身であった。清代においても、明代と同様鎖国原則を踏襲していたが、雍正五年(一七二七)に福建総督高其倬は廈門洋行を設立せしめて、同洋行商人の南洋貿易に出洋することを免許するのみならず、呂宋夷船の廈門への入口交易をも認めていた。嘉慶元年(一七九六)当時で、廈門洋行八家、廈門商行三十余家で洋船・商船千余隻を所有していた。マラッカの「青雲亭」寺院(曹洞宗)の嘉慶六年(一八〇一)の重興碑記には、「廈門合成洋行」の名があり、蔡士章を甲必丹として海関公司を組織し、本国オランダがフランスの占領による政治的空白時期において、自治王国を形成して、今日にみる華麗な青雲亭寺院を重興したことが明らかにされている。早くから、海外の開港都市に海上商人として勢力範囲を画定するのみならず、右の碑記の年号には、清朝の嘉慶年号を用い、ないで、「竜飛辛酉年」と独自の年号を使用し、すでに「反清復明の民族意識を堅持していた。

江戸時代の長崎貿易においても、泉漳系は福濟寺を建立して、最優位にあったが、明治年間におよんで、前述のごとく欧米資本に随伴する広幫の進出、日清戦争後福建省対岸の台湾が日本の領有に帰したこと、その後本國の上海に発展をみた江浙財閥と連絡する三江幫、華北・満州貿易の発達にともなう北幫の進出に当面し、かつ戎克貿易の消滅とともに、福建幫の相対的地位は後退を余儀なくされていった。

長崎における福建幫 閩南の泉漳幫の長崎における菩提寺は福濟寺であって、同寺は福建省の福州を除く七閩籍の、主として泉州・漳州・永春州の三郡出身者の帰依するところであった。すでに、早く一八世紀末に福州幫とともに唐館内、現在の館内町に「八閩會館」を設立していた。その後、明治三十年改築して、名称も「星聚堂福建會館」に改めた。本會館改築にしては、福州系商人も出捐し、八閩(福州・興化・建寧・延平・汀州・邵武



・泉州・漳州の八府）帮衆の全省的団体であることはいうまでもないが、本会館の主体は依然として泉漳帮であった。したがって、館内の天后堂の祭祀は福濟寺（俗称・泉州寺後に漳州寺）の掌るところであり、媽祖祭には泉漳帮華商の集合をみていた。明治四十二年度末本帮に所属する商号には和昌号、徳泰号、瑞隆号等の一四家があった。なお、長崎の唐四福寺は江戸時代から引きつづいて同様の帮別構成で、祭祀的・葬事的に各帮と密接な関連をもち、四福寺の檀徒は現在でも専ら同帮華商にのみ限られ、各寺院は各帮の専属共有物にひとしい。したがって、その修葺、ならびに維持費は長崎のみならず、日本各地・中国・東南アジアの各地のネットウワークによる同帮衆商からの共同出捐に依存していた。

神戸における福建帮 II 『神戸開港三十年史』によれば、「外商の漸く多きを加えたるは（明治）元年八、九月以後に在り、支那商人は主に長崎より来りその頃既に十一、二名の多きに至る。何れも広東・寧波・福建人とす」とあり、また光緒壬辰（明治二十五年）創修の神阪中華会館碑記のうちには「我民族神戸者逾七百人旅大阪者近三百人其籍皆不出吳越閩粵別越日三江帮別閩日建帮別粵日広帮從籍也」とある通り、明治初期に神戸に進出した華商には広東・三江・福建の三帮があった。右の三帮のうち、神戸の福建帮の主流を構成したのは、雜貨商・行商・製麴職等の比較的中下位職業者から成立する福州帮ではなく、前述のごとく歴史的に早くから厦門方面を根拠地として華北・華南・南洋・台湾方面の隔地間貿易に従事していた華南の泉漳帮であった。京浜・京都・福岡・長崎方面における建帮の主流が福州系統であることとは相違していた。

明治三年滙豊銀行 II Hong Kong, Shanghai Banking Corporation 神戸支店の一番館開設について、二番館を開設したのは泉漳帮の「福興号」であって、同号内に泉漳系統の商人の集会するところとなり、同年広東・三江

兩幫に先だつて「八閩会所」後に改称して「福建商業會議所」の成立をみた。八閩、ないしは福建の名称からして、全省的な性格をもつものともみられるが、その定款第一条第二項には「本所ハ日華及び日本南洋ノ貿易ヲ奨励シ、神戸在住ノ福建省出身並ニ縁故者相互ノ和親ヲ図ルコト及び福建省出身ニ対シ必要アル場合ハ保護又ハ救助ヲ為スコトヲ目的トス」とある通り、目的の経済的側面は同幫衆商の貿易に限定され、他方和親・保護・救助等の社会的側面は全省的に均沢せしめる立場をとっていた。したがって、所員は事実上は貿易・両替・為替に従事するもののみに限られ、雑業者的な福州幫の参加をみていなかった。

明治三十年長崎の福建會館改築の際に出捐した神戸八閩会所所属の商号として、同年立石の碑記には、復興号を筆頭として益昌号・啓泰号・怡錫号・復泰号・義益号・広駿源の七家の名がみいだされる。明治四十二年度に建幫に所属するものには復興号以下一家があつた。右のうち、復興号(後に復興公司)の王氏は金門島の王姓の同姓村落の出身であつて、横浜正金銀行神戸支店の為替業務に關与する買弁でもあつた。本幫系華商は華南・台湾・東南アジア方面への織維製品・雜貨・海産物等の輸出業務を主として、その他少数のものは東南アジア方面からの米・砂糖・藥材・皮革等の輸入に従事する貿易商であつた。

横浜における福建幫は、横濱が对华貿易との関連性が少かつただけに、泉漳幫系貿易商はきわめて少数であつて、会所の組織をみるまでにはいならなかつた。明治年間の横浜華商の巨商「順和棧」は本幫に属していた。明治四十二年度には、本幫貿易商には、同源泰(魏光焰)と鼎豐泰(魏学勤)の二家があつた。本幫華商は少数のため戦争直前まで便宜的に三江公所に所属していた。三江公所の目的には「江蘇・浙江・福建ノ三省人ヲ以テ組織シ、相互ノ親睦ヲ図リ、並ニ同省人ノ救濟事業ニ当ルヲ目的トス」と明記され、福建省を含めている。横浜の三

江公所の内部に光緒三十二年（明治三九）設置された、郷誼を連絡し、知識を交換することを宗旨とする「知己總會」の無限責任発起人にも同源泰が参加していた。横浜が対欧米貿易を主軸としていただけに、華商、ことに福建幫の進出の余地は残されていなかった。後年昭和十六年度の横浜中華會館総理事は広幫二四名、三江幫六名で、そこには福建幫華商は一名もみいだされなかった。

最後に、函館における対華海産物輸出が三江幫に独占されていたことからして、広福両幫とも函館への進出をみなかったことは既述の通りである。ただ、後述のごとく呉服行商を主体とする福州幫の進出は顕著なものがあった。

## 第五節 北幫の進出

大阪における北幫（慶応三年（一八六七）大阪の開港後、北幫華商の大阪への進出をみるにいたったのは、明治二十二年日本郵船会社、ついで明治三十二年大阪商船会社の華北航路が開始されてからであった。当時はなお諸外国の欧州航路は華北方面に寄港しなかったから、北幫は直航路の開拓により日本商品輸入のため大阪に進出した。ことに、日清戦争後日本の紡績業の発達をみるとともに、既往の江戸時期以降の日本の自然条件にもとづく、銅・海産物等の一次産品の輸出のほか、軽工業製品としての棉糸布の華北への輸出を促進せしめた。他方、清末太平天国の乱後満州を旗地としていた清朝の威信の低下、さらにロシアのシベリア鉄道建設と相まって、漢民族の大規模な満州移動とともに、華北のみならず満州に対する綿糸布輸出に結びつく北幫の大阪への進

出が促進された。当初は明治二十年頃創設された三江会所に加入していたが、右のごとき情勢にともない、明治二十八年これら華北系統の商人達は三江会所から分裂して、別に「大清北幫商業會議所」を創設した。大正五年には社団法人に改組し、その名称も「大阪中華北幫公所」と改めていた。明治四十二年度北幫行棧軒数は東順泰号以下二七家であった。中華民國六年（大正六年）立石の「大阪中華北幫公所記」の末尾に列ねる商号は一〇九家を算していた。東南アジア地域には戦前では北ボルネオのゼッセルトン以外に有力な北幫系団体の成立をみていなかった。海外では漸く帝政時代の東シベリア方面へ人參・鹿角・貂皮の採取にウスリー河流域の原始大森林<sup>イ</sup>に「Tanga」に華北系商人と農民との進出をみて、公議會を組織していたのがみられる程度であった。一九三六年度のシベリアにおける華僑人口数は八七、九九九人であつて、その半数程度はウスリー河の南部に居住していた。女子は総人口数の六パーセントしかすぎなかつたから、原住民のウデヂー<sup>ウ</sup>Udege<sup>ウ</sup>との異族結婚による混血児<sup>ウ</sup>Udege<sup>ウ</sup>が少くなかつた。<sup>(8)</sup> 海外における北幫系進出の著例であるが、その現状については詳かにすべくもない。

本幫公所の会員は、その定款第二条に「本会以中華民國直隸・山東・奉天・吉林・及北部諸県立人民組織之……」とある通り、華北・東北（満州）系貿易商に限られ、大半は山東省人であつて、天津・芝罘・哈爾濱・奉天方面からの出張員がもっとも多数を占めていた。北幫華商の貿易は華北、ならびに東北地方への繊維製品・雜貨・海産物の輸出を主とし、そのほか少額の棉花・菜種・皮革・毛髮・作蚕糸等の輸入業務にも従事していた。

北幫は居留地外の安治川に臨む富島と古川町、および本田全部のいわゆる川口の雑居地に集中していた。北幫の商人形態は神戸における広幫の外国資本に附随する「買弁制」に対し、本国からの客商の滞留する「行棧制」を採用していた。

「行棧制」は古代、ことに唐宋代以降中国の各都市の商人社会に普遍的にみられた官許の保証仲立人制の「牙行」の変型であつて、日本では僅かに「銀行」の名称にその痕跡をとどめている。行棧は客棧（旅舎）を兼ねた牙行、すなわち客商の宿泊設備をもつ保証仲立人制ともいふべきものであつた。本国諸都市における牙行は牙税（仲立営業税）を納めて、牙帖（免許状）を領する官許の仲立人であつたが、日本内地ではその開設に際して、本国官庁の免許を必要としなかつたことはいうまでもない。

行棧の業主、ないし店員達は日本側売込商との取引事情と日本語に精通する古参華商であつて、その大半は山東省、その余は河北省出身者が多かつた。華北、ないしは東北地方の天津・青島・大連・營口・安東・哈爾濱・奉天・長春・公主嶺等の広汎な地域から大阪に繊維製品・雜貨類の仕入に來集する主として山東出身の新來の客商達は同郷の縁故關係を辿つて行棧に宿泊し、取引の仲介・通訳・金融・保險・運送等の諸手統の斡旋を依頼し、これに対し、取引高の一定歩合を支払うことになつてゐた。行棧収入には右の外、客商の帰国中の代理買付に際して加工棉布一分、雜貨二分の買次手数料を売込商側からうけることがあつた。通常客商一軒（出張員一―三名）に対し、特定店員一名を附して右の諸事項を担当せしめた。したがつて、客商店数と店員数はほぼ比例し、大棧にあつては宛然一箇の同郷団体の觀を呈してゐた。行棧は邦商側に対して、客商の信用について保証する点で、保証仲立人であり、本国の牙行の場合と同様であつた。邦商側は遠來の客商の信用状態については不明であつて、行棧業主を信頼して客商と取引關係をむすんだ。さらに、行棧業主の信用については、北幫公所の共同担保制が支柱となつてゐた。行棧業主は二、三年目ごとに帰国して、客商本店の營業信用状態の調査をして、過誤のないことを期してゐた。行棧を中心とする川口華商の資本は零細であつて、後年の昭和十一年度で二一二家の

明治年間の華僑資本 (四)

一家の平均資本額は三万三千元<sup>(10)</sup>であつて、資本的企業というよりは、中国固有の人的結合関係の上にたつ前期的問屋企業にしかすぎなかつた。しかしながら、「華商には貸倒れがない」との信用をえて、日本側が受動的貿易から積極的貿易へと移行し終つていた一九三〇年代におよんですら、なお大阪の対全華輸出入貿易の巨大な比率を牛耳つていた。<sup>(11)</sup>

前期的な商業資本に終始してしたが、日本の近代資本主義的企業に対抗する強靱性を保持していたことは、函館における少数の三江帮海産物輸出商の対華輸出独占と共通する傾向であつた。日本側保険業者との海上保険契約に際しても、北帮公所の共同担保制は効果的に作用して<sup>(12)</sup>いた。

日本の対華北貿易の中心が大阪であつたことからして、北帮は川口に集中し、大阪以外には北帮系団体の成立をみなかつた。留日華僑人口の分布状態を仔細に検討する場合、山東省出身の呉服行商・料理職・果実商・ポンブ商等の低位の職人・小商人が各地に少数あて分散していることが明らかにされるが、独自の郷帮組織の成立をみるまでにはいたらなかつた。せいぜい、福州系の呉服行商と合体して、中日戦争中衣料統制から余儀なくされて、大阪で「福東華商公会」を組織したことがあつた程度であつた。

何れにもせよ、北帮は華北から東北にまでおよぶ広汎な地域を包括する地縁団体であつて、その団体構成には、横浜の広帮にみられるような異別団体、同職団体のごときはみられなかつた。あるいは、華商の福建・広東両省に普遍的な姓氏団体のごとき集約度の緊密なもののみられなかつた。この点、フリードリッヒ・オツテが「華北では社会圧力計はそれほど高く上昇することなく、ギルドの勢力は楊子江流域、あるいは華南地方におけるように強固かつ普遍的のものではなかつた。」<sup>(14)</sup>と述べていることが妥当する。

中国人社会では、華南から、華中華北・東北と北上するにしたがって、血縁的・地縁的・同業的団体構成の緊密度が低下し、それが海外の華僑会社にも反映していることは、大きな問題点を提示しているものといえよう。

## 第六節 福州幫（三山幫）の進出

長崎における福州幫は江戸時代に貿易商人ではなかったが、下位の福州系船夫達が崇福寺（俗称福州寺）を創設していたことは第一節に述べた通りである。福州幫の別名を三山幫と呼称することは、南ベトナムの華僑都市の堤岸（*Cholon*）にある三山会館の重修碑記の冒頭に「三山者為我福州之別名蓋以屏山九仙山越王山鼎峙城中由来也」とある通り、福州城内に鼎立する三山に由来している。福州は閩侯・閩清・永泰・古田・屏南・連江・長楽・羅源・福清・平潭の十県から成立している。

長崎で崇福寺のほか、三山会所の成立をみたのは明治三十三年であった。同年には治外法権が撤廃され、内地雑居令の公布をみるとともに、貿易商のほか労働者に属さないいわゆる雑業者達の内地進出が認められるところとなった。それとともに、本幫に属する雑業者、ことに呉服行商達の集団進出をみて、同年本公所の成立をみるにいたらしめた。本幫は前各節に明らかにした各帮の場合のごとく、貿易商団体ではなく、福州府福清県出身の呉服雜貨行商人達を主体としていた。戦前は樺太から九州の南端にいたるまでの各地の農村に分散進出していた。インドネシアの農村の掛貸行商人（*Minderling, Kolontong*）として著名であったのも、福清幫（福州府福清県出身者集団）であり、一九六〇年一月以降同国政府の排華政策の一環として、インドネシア農村からしめた

されてしまつてゐる。

長崎の三山公所の官署への届出記録には「三山公所ハ長崎市今籠町崇福寺ヲ維持スルタメ総代ヲ選出シ、信者中ヨリ維持費ヲ拠出スル外盆祭等ノ祭祀ニ奉仕スル団体ナリ」とあつて、同公所が崇福寺の維持団体であることを強調している。

本誌前号拙稿第一節にも述べた通り、本帮には福清県の一姓村落の出身のものが多く、呉服行商の胴元の親方と行商人との間に多数の同姓、ならびに姻戚関係にある近接村落の異姓者相互間において、緊密な血縁的結合関係の成立していたことが推測されうる。だが、日本では有力な姓氏団体の結成をみるまでにはいたらなかった。

三山帮は各道府県各地に分散浸透していたが、長崎以外では有力な公所の成立をみていない。神戸に福清県出身の呉服行商達が「兵庫華商綢業公会」を組織していたこと、大阪では前節に明らかにした通り、山東系行商とともに中日戦争中「福東華商公会」を組織したこと、横浜では昭和三年に福州帮が「新興福建連合会」を組織し、料理職・製麵業・雑貨商・呉服行商等の低位雑業者団体であつたことを明らかにしうる程度である。

その分散進出の一例としては、函館の民国二十七年（一九三八）度の華僑名簿によれば、函館では浙江系海産物商二名に対し、福清県出身の呉服行商は二六名を算し、樺太には二二名、釧路には六名、旭川には一四名、室蘭には四名、帯広には三名、名寄には五名の福清県出身の呉服行商が進出している。この種の行商人は「風呂敷南京」と呼ばれ、彼等の携帯する小雑貨は、大阪附近の邦人家内工業製品であつた。俗に、「南京玉」と称せられるものもまた国産品であつた。<sup>15)</sup>

如上、長崎における崇福寺と三山公所は、日本全国における三山帮の統轄的団体としての役割を果し、毎年夏



中元節の盆祭には全国三山出身者の長崎に集合をみるのが恒例となっている。

あ　と　が　き

如上、安政開国以降各開港都市への華僑の進出と、地縁関係による出身地別団体を形成するにいたるまでの具体的経過の輪郭を述べる程度にとどまった。明治年間の華僑人口は上表にもみられる通り、一万にもみたくないものにはすぎなかったにもかかわらず、華僑社会の本質的特徴ともいえるべき、地方主義的な集団社会を明確に浮き彫りせしめていた。

問題は、何が故に華僑社会がこのような自然的結合関係を保守・固執するのか、そのことは今日の世界各地の華僑社会においても、なお強烈に表面化しているだけに、その本質的要因の解明にせまられる。

さらに、留日華僑社会が明治年間から大正・昭和年間の今日の戦後にまでおよんで、いかなる変貌をみせてきたか、また留日華僑資本の歴史的発展形態を諸外国資本の類型との比較検討において、その固有の特性を明確ならしめてゆくべきであるが、それは一応別稿に割愛することとして、清明会より与えられた研究課題の「明治年間の外国資本」に対して、先に本誌第十二号所載の「安政開国とイギリス資本」、第十四号所載の「東洋に

明治年間の日本全国在留華僑人口数

年　次	男	女	合　計
明治9年(1876)	2,123	133×	2,371
明治13年(1880)	2,938	468△	3,739
明治23年(1890)	—	—	5,498
明治33年(1900)	5,394	1,496	6,890
明治43年(1910)	6,511	1,909	8,420

註　×男女不詳 115 名を含む。△男女不詳 333 名を含む。日本帝国統計年鑑による。

明治年間の華僑資本 (三)

おけるイギリス資本の協同主義」とともに、その責をふさがせて頂くこととする。

- (1) 眞治卿(名、和徳)の伝記については、「甬光初集」(中華民國三十一年上海刊行)所載の「洽老的生平」をみよ。眞洽卿は今世紀初頭には道勝銀行・和蘭銀行の買弁を担任し、買弁資本家とみなされうる。だが、その後自ら四明銀行を創設し、甯紹公司・三北公司等の汽船会社を創設し、郷土地方の沿岸航路を開拓して郷土経済の発展をはかり、他方光緒三十四年(一九〇八)の四明公所(甯波人の葬祭・医療の社会施設団体)に関連する対仏ボイコット運動、一九二五年五卅事件に関連する対英ボイコットにおけるその指導的役割をみれば、むしろ典型的な民族資本家のカテゴリーにいれるのを至当とするであろう。

- (2) 内田直作篇「留日華僑経済分析」昭和二十五年十二月河出書房刊行の「あとがき」二〇三—四頁  
(3) 大清中華南帮商業公所定款第二条のうち以後三条は次の通りである。

第三条、本公所は日華貿易の發達をはかり、會員相互の補佐親睦を期し竝に商工業に関し中華民國の委嘱をうけて之を調査し、且商工業に関し日支兩国民間又は中華民国人間に紛議を生じたる場合に於て当事者の請求により之を仲裁判断す。但、委托又は請求に対する諾否は理事会の決議により之を定む。

第四条、本公所は會員以外と雖も日華兩国民に対し其請求により公共の利益ありと認むる限り本会場を貸与することあるべし。

第五条、本公所は日本国に在留する中華民国人民にして天災地変旱魃等不測の害禍に遇いたる者ある時は相当の方法を以て救護すべし。

但、救護の許可方法は理事会の決議により之を定む。

- (4) 「函館区史」五六一—七頁、ならびに羽原又吉著「支那輸出日本昆布業資本主義史」二三八頁  
(5) 敬和堂集卷五「皇明経世文編卷之四百」に曰く、「於是隆慶初年前任撫官塗沢民……請開市舶易私販而為公販議止通東

西二洋不得往日本倭国亦禁不得以硝磺銅鉄違禁之物夾帶出海奉旨允行」

(6) 廈門志卷五船政に曰く「南洋貿易雍正五年總督高其倬奏開南洋議准允行廈門始有販洋之船。又奏准商民整發往夷貿易

設立洋行經理其外省洋船收泊進口亦歸洋行保結」また、別箇所に曰く「按廈門販洋船隻始於雍正五年盛於乾隆初年時各省洋船載貨入口倚行貨物徵稅並准呂宋等夷船入口交易」右の呂宋夷船の廈門への入口交易については、イギリス側文獻の Report from the Select Committee of the House of Common on the Affairs of the East India Company, London, 1830, p. 5. にも、外国貿易は広州にのみ限定されているが、ただ例外として、スペイン船のみは廈門への入港貿易の特権をもつていたことが明らかにされている。

(7) 高岡熊雄・上原敏三郎著「北支移民の研究」昭和十八年、有斐閣刊行、第二章「北支那における出移民の沿革」

(8) Von Wladimir K. Arsenjew, Russen und Chinesen in Ostibirien, Berlin, 1926.

(9) Erich Thiel, The Soviet Far East, London, 1957, pp. 137—138.

(10) 牙行については、内田直作論文「中国における商業秩序の基礎—牙行制度の再検討—」橋論叢、第二十二卷、第二号所載をみよ。牙行の字義については、「行」は店舗もしくは組合を意味している。「牙」については、「互」説、「旗」説等区々で定説はない。私見によれば、「牙」はそのまま「大歯」とみなして差支えない。中国では、経済のことを俗に「食貨」というが、まさに「牙」は貨物を食する大歯を意味するものと理解される。右については、さらに詳説の機会をもちたい。

(11) 神田末保稿「川口華商の研究」第九五表

(12) 内田直作著「日本華僑社会の研究」昭和二十四年九月刊行、第二七頁、第三表。

(13) 経済資料、第一四卷、第三号「在留支那貿易商」東亜経済調査局刊行、第四六一—五二頁

(14) Mitteilungen des Seminars für Orientalische Sprachen an der Friedrich Wilhelms Universität zu Berlin,

明治年間の華僑資本 (一)

明治年間の華僑資本 (二)

Jahrgang xxxvi, Berlin, 1933, S. 91-112. Von Friedrich Otte, Handels u. Gewerbekammern in China, S. 95.

(15) 神田末保、前掲稿、第八七―八八頁。

(16) 海外各地の華僑社会にいかん地方主義が浸透しているか、その例証として諸華僑団体中の筆頭にあげるべき、シンカポール中華総商会の内部構成についてみれば、当然予想される職業別代表というよりは、次のごとく地方集団別に構成されている。

新嘉坡中華総商会、一九五八年度各帮会員数

福帮	一、九六一名
潮帮 (広東省)	六四一名
広帮	二〇四名
三江帮	二二六名
埔帮 (広東省太埔県)	三三〇名
琼帮 (広東省海南島)	四六名
梅帮 (広東省梅県)	二九名
不列帮	一名
外埠	三名
総計	三、四四一名

さらに、その董事数は次のごとく各帮別に割当てられている。

福帮	二三名	潮帮	九名
----	-----	----	----

広幫	三名	三江幫	四名
埔幫	四名	琼幫	一名
梅嶼	一名	商業団体	六名
総計	五一名		

また、サンフランシスコの唐人街の上位団体の「中華総会館」(俗称六公司)、「The Chinese Six Companies」は次の通りの地方別七団体によつて構成されている。

会館名称	会員数(一九五〇年度)
一、寧陽会館(広東省台山県)    Ning Yeung Company	一七、〇〇〇人
二、合和会館(広東省開平・恩平・台山県余氏)    Hop Wo Company	七、〇〇〇人
三、陽和会館(広東省中山県)    Yeong Wo Company	七、〇〇〇人
四、岡州会館(広東省新会・鶴山県)    Kong Chow Company	五、〇〇〇人
五、三邑会館(広東省南海・番禺・順徳県)    San Yup Company	五、〇〇〇人
六、肇慶会館(広東省肇慶府)    Shew Hing Company	八、〇〇〇人
七、人和会館(客家)    Yang Wo Company	一、〇〇〇人

各会館から董事が選出され、輪番で董事長に地位につくが、人和会館董事のみは董事長の地位につくことを認められないで、前世紀後半からの本地 || Puntis (広肇幫) と客家 || Hakkas の対立状況が残存している。右の七団体のうち肇慶会館の参加は一八七六年以降のことであつて、一八五〇年代六公司成立の当初の俗称が今日にまでおよんでいる。六公司については William Hoy, The Chinese Six Companies, San Francisco, 1942. に詳説されている。その他各地の場合についても、同様の多くの例証をあげうるが、別稿にゆずつてここでは省略しておく。